

# 国土強靱化基本計画(素案の検討資料)に関するパブリックコメントについて

意見募集期間:平成30年10月17日(水)から11月2日(金)まで、意見募集を行ったところ、27名(地方公共団体14名、関係団体・企業4名、一般9名)から、127件の意見をいただいた。

直近の災害からの知見としては、エネルギーの確保、治水対策等に関する意見が目立った。地方公共団体からは、一極集中に関する意見や財政支援等に関する意見が目立った。

## 《全体に関する意見》

### 一極集中に関する意見 (5件) 地

- ・関西が首都中枢機能を代替する仕組みなど、政府関係機関等の地方移転をすべき

### 財政支援や計画の目標に関する意見 (8件) 地

- ・必要な財源の確保、自治体への財政支援を行うべき
- ・具体的な対象と対策を目標とともに記載すべき

### 対象とする災害に関する意見 (7件) 地 図 般

- ・南海トラフ地震と首都直下地震だけでなく破局的噴火、公共交通機関への大規模テロ、サイバー攻撃等も対象とすべき

### 12)国土利用 に関する意見 (3件) 地 図

- ・国・自治体は、大規模災害による地域ごとの想定被害を明らかにし、住民や企業などと情報を共有した上で、復興計画を事前に取り決め、復旧・復興の道筋を地域全体で確認・共有しておくべき

### C)官民連携 に関する意見 (4件) 図 般

- ・企業は官民パートナーシップに参加すべき

## 《各施策分野・横断的分野に対する意見》

### 1)行政機能/警察・消防/防災教育等 に関する意見 (11件) 地 図 般

- ・自治体が発する避難勧告等が有効に機能するよう、避難訓練等を通じて住民に浸透させるべき

### 4)エネルギー に関する意見 (8件) 地 図

- ・地域間の相互融通能力の強化など災害時の電力の安定確保をするとともに、非常用電源、自家発電等の導入を促進すべき
- ・自立・分散型エネルギーの代表例としてのコジェネレーションや地域に賦存する資源を生かしたエネルギーを記載すべき

### 8)交通・物流 に関する意見 (10件) 地 図

- ・空港における電源や車両の保管場所等ハード面の対策とともに、陸上・海上等による代替輸送を確保すべき

### 9)農林水産 に関する意見 (3件) 地 図

- ・山地防災対策・土砂災害対策の推進策を盛り込むべき

### 10)国土保全 に関する意見 (9件) 地 図

- ・気候変動等の影響を踏まえ、ダム、河川堤防等、治水対策等を進めるべき



国土強靱化基本計画(素案の検討資料)に関する意見に対する考え方(案)

意見概要	内閣官房の考え方
○第3章2(10)「国土保全」について、農業水利施設には農地や宅地の湛水被害を軽減する機能もあるため、ハード対策が必要な施設として「農業水利施設」を追記すべき。	農業水利施設については、基本機能である(9)農林水産に記載しています。
○「水門等の自動化・遠隔操作化及び効果的な管理・運用や排水機場等の耐水化・耐震化等の既存施設の効率的な管理・活用」が削除されているが、生命や財産を守るため重要なため、基本計画への位置づけをお願いしたい。	既存ストックを有効活用した対策を推進することとしているとともに、別紙4において水門等の自動化・遠隔操作化や排水機場、雨水貯留管等の排水施設の整備・耐水化を推進することとしています。
○大規模盛土造成地以外の宅地における地盤情報の共有、耐震診断・耐震化について、建築行政での対応は現時	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○建築基準法では強風時の飛来物による開口部の被害の抑制を想定しておらず、建築行政での対応は現時点で困難。	ご指摘のとおり、建築基準法では開口部を対象とした飛来物の衝突に関する対策は規定されておりません。当該記述は、台風21号の暴風の教訓を踏まえ追加したものです。なお、開口部を対象とした飛来物対策については「安全・安心ガラス設計施工指針(発行:(一財)日本建築防災協会)」にまとめられており、国土交通省において「防災拠点等となる建築物に係る機能継続ガイドライン」にて紹介し周知しているところです。
○被害認定調査と被災建築物応急危険度判定制度とは、目的と実施時期が異なることを十分留意した上で運用改善すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○首都圏における非常事態に備え、関西が首都中枢機能を代替する仕組みを計画に盛り込むべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換を目指すべき。	現在諸機能が集中している太平洋側だけでなく日本海側も重視し、日本海側と太平洋側の連携を図る国土づくりを進めるなど多重性・代替性を高めるとともに、国家・社会の諸機能が、その地域の自然災害の種類、頻度及び機能の重要性に応じて、適切に維持・確保できるよう、地域間・企業間等において、相互連携を深めつつ、機能が集積している地域の防災・減災対策も進めつつ、必要な機能の分担・バックアップを図ることとしています。
○政府関係機関、更には全ての国家機関の地方移転を計画に盛り込むべき。	政府関係機関の地方移転等を推進することとしています。
○「防災庁」を創設すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○「人と防災未来センター」を国の防災研究拠点機関と位置づけるべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○消防大学校、消防研究センター等の首都圏に立地する防災教育・研究機関の関西への移転を進めることを計画に盛り込むべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○水道施設の耐震化に対する財政支援制度の充実を図るべき。生活基盤施設耐震化等交付金、水道施設整備費国庫補助金について、必要な予算枠を確保し、補助率を引き上げること。併せて、対象事業の追加や制限の緩和等、制度を拡充すべき。	水道を含めたライフラインの管路や施設の耐震化・耐水化と老朽化対策等により、耐災害性の強化を図ることとしています。
○介護や医療の充実、生活援助員による見守りなど、高齢者の総合的な支援体制の構築に向けた支援策を盛り込むべき。	平時から保健医療・介護の連携を推進することにより、地域包括ケアシステムの構築を進め、高齢者がコミュニティの活動に参加する環境を整備し、コミュニティの災害対応力を強化することとしています。 また、要配慮者に対する緊急的な支援を図るため民間事業者、団体等の広域的な福祉支援ネットワークを構築することとしています。
○地域や特定診療科における医師不足の解消に向け、国の責任による医師の適正な配置がなされる仕組みの構築にかかる具体策を盛り込むべき。	大量かつ広域的に発生する被災者等について必要かつ適切なサービスを受けられるよう、災害に強い保健医療、福祉機能の強化に向けた取組を推進することとしています。
○新型インフルエンザを含む感染症対策の強化をすべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○家きん防疫対策を強化するとともに、防疫に関する予算を十分に確保すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○災害援護資金貸付金制度について、改善すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○ため池の耐震調査・計画及びハザードマップの作成に対する定額助成事業を継続すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○津波対策推進のため、国費の重点配分など必要な財政措置の拡充を盛り込むべき。	本計画ではプログラム単位で施策の重点化を図ることとしています。

意見概要	内閣官房の考え方
<p>○治山ダム等の整備に必要な予算確保や防災機能向上のための森林整備支援制度の創設など、山地防災対策・土砂災害対策の推進策を盛り込むべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ以下のとおり修文する。 「～森林の整備・保全、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石対策、総合的な流木対策等の推進、～略～」</p>
<p>○素案の検討資料50頁23行目、95頁26行目の「その流域のもつ保水・遊水機能を確保」を「その流域のもつ保水・遊水機能を向上させ」に修正すべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、別紙4において、「その流域のもつ保水・遊水機能を維持・向上させ」と修正しました。</p>
<p>○ハードとソフトを組み合わせた総合的な施策・事業により強靱化を図るべき。</p>	<p>災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせて効果的に施策を推進するとともに、このための体制を早急に整備することとしています。</p>
<p>○必要な財源の確保、自治体への財政支援を含めた実効性のある支援を用意すべき。</p>	<p>関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○具体的な対象と対策を、計画の中で具体的な目標とともに明らかにすべき。</p>	<p>各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策を年次計画として推進本部がとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施することとしています。</p>
<p>○本計画の中で5年、10年、30年といった短・中・長期の分野ごとの整備目標を明確にすべき。</p>	<p>各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策を年次計画として推進本部がとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施することとしています。</p>
<p>○以下のような分野ごとに、期間ごとに必要な事業費総額と予算確保の必要性を記載すべき。 ①南海トラフ地震等に対する地震・津波対策 ②豪雨に対する総合的な治水対策、山地防災・土砂災害対策 ③老朽化が進む社会基盤施設に対する老朽化対策</p>	<p>各プログラムの推進方針に進捗管理のための定量的な指標を加えた各プログラムの推進計画、プログラム推進のための主要施策を年次計画として推進本部がとりまとめ、これに基づき各般の施策を実施することとしています。</p>
<p>○地方において国土強靱化に資する事業を行うため、現行の社会資本整備総合交付金に加え、新たな補助金や地方債など地方財政支援制度を創設すべき。</p>	<p>関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○災害救助法の運用を見直すべき。</p>	<p>関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>
<p>○災害時における被災者支援の基礎情報となる「避難者名簿(避難者カード)」の様式・項目を全国的に統一すべき。</p>	<p>「避難者名簿」は作成することが望ましいと考えていますが、様式・項目をどうするかは自治体において適切に判断されるべきものです。</p>
<p>○被災者の配慮事項等を全国で一元的に情報共有できるシステムを構築すべき。</p>	<p>別紙4の3-3)において、被災者台帳の作成等に関して、実務指針をもとに、災害発生時に市町村において被災者台帳を迅速に作成し利用できるよう、助言等に取り組むこととしています。</p>
<p>○第3章2(10)国土保全の31ページ3行目について、「気候変動等の影響を踏まえ、抜本的な治水対策等を進める。」に修正すべき。</p>	<p>ご意見の趣旨も踏まえて、抜本的なものも視野に入れ、気候変動等の影響を踏まえた治水対策等を進めてまいります。</p>
<p>○自転車活用推進計画における施策等について、国土強靱化基本計画に同じように位置付けていただきたい。なお、検討の上で基本計画素案p28の13～14行目及び22行目～24行目の自転車活用の記述があるのであれば、特に異論はない。</p>	<p>自転車の活用については、ご意見の部分を計画として記載しています。</p>
<p>○素案にある「対災害性」という文言は、「耐災害性」の誤りでないか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。</p>
<p>○「8-4 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・喪失」について、「イノシシの個体数目標の達成率」や「ニホンジカの個体数目標の達成率」が、なぜ現在の水準を示す指標となるのかが分かりにくい。</p>	<p>環境的資産の喪失に対する影響を評価する観点から指標としています。</p>
<p>○「○民間事業等と給水活動等についての協定締結等による水利確保や、火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。」について、「民間事業等」とは何かわかるように書くべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、「民間事業者等」と修正しました。</p>
<p>○53ページ10行目の「小型無人機」と、54ページ9行目の「災害対策用ドローン(小型無人機)」は、同じものを指すなら同じ表現にすべき。</p>	<p>ご意見を踏まえ、修正しました。(「小型無人機」で統一)</p>
<p>○同じ災害において隣接市町村にもかかわらず法の適用に違いがあり、公平でないため、災害救助法等の適用が現行では困難な災害に対する制度の緩和や財源措置の強化・充実を行うべき。</p>	<p>関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>

意見概要	内閣官房の考え方
○民間やボランティアによる避難所運営を持続することが困難なため、災害救助法に基づく救助に要する費用負担の範囲を拡大すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○災害時において、訪日外国人等に対し、放送事業者、交通事業者等、関係機関と連携した、広域的かつ的確な情報提供の強化・充実を行うべき。	旅行者、高齢者・障害者等にも配慮した多様な提供手段を確保することとしています。
○帰国困難となった訪日外国人等が、速やかに帰国できるよう国内全体、広域的視点での帰国支援策を検討すべき。	旅行者、高齢者・障害者等にも配慮した多様な提供手段を確保することとしています。
○市町村における地域計画に位置付けた事業推進について、国の具体的な財政的支援など、実効性を高めていただきたい。	引き続き市町村における国土強靱化策定への支援の充実に努めてまいります。
○市町村における国土強靱化地域計画策定に対して、人的・財政的支援のさらなる充実を図られたい。	引き続き市町村における国土強靱化策定への支援の充実に努めてまいります。
○首都圏外での代替拠点の確保の実現につながるように具体的な取組みを進める必要があると考える。	代替庁舎の確保を推進することとしています。
○2 国土強靱化を推進する上での基本的な方針 3行目「近年各地で発生する水害」を「近年各地で発生する風水害」としてはどうか。	ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。 第1章2「…東日本大震災や熊本地震、近年各地で発生する風水害など過去の災害から得られた経験を最大限活用しつつ、…」
○『○指定避難所等における良好な生活環境の確保を進めるため、乳幼児を抱える世帯や女性、高齢者等にも配慮した取組を推進する。』との記述は、(1)行政機能/警察・消防等/防災教育等、「警察・消防等」の項目ではなく、「(3)保健医療・福祉」の項目に記載すべき。	指定避難所等における良好な生活環境の確保であるため、行政機能の分野に記載しております。
○長期停電対策の強化(電柱の倒壊防止策や断線時の緊急迂回路、早急な応急復旧等)を計画に記載していただきたい。	ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。 電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る。
○23ページ8行目の「個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力」は、「個々の設備等の災害対応力や地域に賦存する資源を生かした地域内でのエネルギー自給力」とすべき。	コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等を地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進するものとして例示としています。
○エネルギーの地産地消が国土強靱化に資すると考えられることから、地域に賦存する資源を生かしたエネルギーの確保について、さらに議論を深めていただきたい。	コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進することとしています。
○30ページ23行目に以下の「」部分を追加すべき。 保安林の整備等のハード対策「や、既存ストックの機能が確実に発現されるよう、不断の維持管理」を進めるとともに、	既存ストックを有効活用した対策を推進することとしています。
○31ページ2行目に以下の「」部分を追加すべき。 再構築に向けた取組や、「天井川の平地河川化、」高規格堤防の整備など	各自然災害に対して、河川管理施設等におけるハード対策を進めることにしています。
○首都圏外での代替拠点の確保の実現につながるように具体的な取組みを進める必要があると考える。	代替庁舎の確保を推進することとしています。
○民間建築物の一時滞在施設への利用について、「施設管理者などの企業に損害賠償が及ばない免責の仕組みづくり」など、課題解決に向けた検討を行うべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○カタカナ英語の多用や定義の無い用語の使用により、意図する正確に内容として読み手に伝わるか疑義がある。	ご意見を踏まえ、用語の説明を追加しました。 (EBPM(証拠に基づく政策立案)、BCP(事業継続計画)、BCM(事業継続マネジメント)、Eco-DRR(生態系を活用した防災・減災))
○「コミュニティ」を「コミュニティー」と訂正しているが、訂正が必要なのか。	ご意見を踏まえ、修正しました。
○21ページ6～9行目について、地域の医療機関や医療従事者へ協力を求めているなら、厚生労働省も関係府省庁にすべき。	地域の相互扶助による応急手当の体制であるため、内閣府(防災)と総務省を関係府省庁としています。
○「軽傷者を地域の相互扶助による応急手当等で対応する体制」とは、具体的にどのような傷病者を想定し、誰が対応することを想定しているのか。	地域の相互扶助で手当が可能な軽症者については、多様な主体により自主的に手当を行うことを想定しています。
○災害時要配慮者対応は福祉避難所だけではないと思うが、現計画と素案を比較すると、内容が過度に限定的ではないか。	福祉避難所の指定促進を図るとともに、広域的な福祉支援ネットワークも構築していくこととしています。
○一般の福祉避難所とは何が一般ではなく、何が一般であるのか。	一般の福祉避難所という記載はありません。
○42ページ19～22行目の「地域計画を進めている」とは、どういうことか。地域計画の策定を進めているということか。	ご意見を踏まえ、「地域計画の策定を進めている」と修正しました。
○地域計画は何を指しているのか。	国土強靱化地域計画を指しています。
○地域計画は作成すべきもの(義務)なのか。	基本法で定めることができることとしています。

意見概要	内閣官房の考え方
○地域計画は他計画で読み替え可能なものであれば、その旨の表現は不要か。	各地域における国土強靱化を図る上で地域計画の策定を推進しています。
○「コンパクト+ネットワーク」を推進し、対流を起こすことだけで、東京一極集中の是正に繋がると思えず、書きぶりが飛躍しすぎではないか。	コンパクト+ネットワークについては、対流を起こすことにより、東京から地方への流れを促進することを目的としています。
○国の責任において、地方財源分も含め、所用の財源を確保すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○素案では事実上「南海トラフ地震」と「首都直下地震」のみが想定されているように見えるが、これでは不十分。	基本計画の見直しに際し行った脆弱性評価では、南海トラフ地震と首都直下地震のみならず、水害や土砂災害、火山噴火、暴風、豪雪、濁水等を含む分析を行ったところです。
○東日本大震災と福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、オールハザードアプローチに舵を切るべき。	脆弱性評価において一部の最悪の事態は特定の災害を前提としているものの、国土強靱化基本計画は、基本的にオールハザードのアプローチにより策定しています。ただし、国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスク(ハザード)としては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画ではまずは、大規模な自然災害を対象としています。
○ハザードを限定せずに検討した上で、それらの中から発生確率等で優先順位付けすべき。	今後、事象の発生確率や被害の大きさ等を定量的にシミュレーションして脆弱性を評価する手法について調査研究を行うなど、脆弱性評価を進化させる必要があり、その充実度合にあわせて、本計画の修正の検討及び所要の修正を行うこととしています。
○リスク評価を行った上でリスクコミュニケーションを行うべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○南海トラフ地震と首都直下地震だけでなく国家的アプローチを実践するならば、破局的噴火、公共交通機関への大規模テロ、サイバー攻撃等も対象とすべき。	国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスク(ハザード)としては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画ではまずは、大規模な自然災害を対象としています。
○北海道胆振東部地震の際には大規模停電なども発生しており、バランスの取れたエネルギー供給構造の構築が重要なので、この観点も踏まえた対策を検討すべき。	ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化し、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る。
○バランスの取れたエネルギー供給構造の構築及びコージェネレーションの導入に関して、当基本計画においてその重要性を一層明確化すべき。	コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進することとしています。
○「電力・エネルギーの確保」及び「電力の確保」という表記を「電力・ガス等のエネルギーの確保」という表記に統一す	ご意見のとおり、修正しました。
○当基本計画において、自家発電設備及び自立・分散型エネルギーの代表例として関連する箇所に「コージェネレーション等」と記載すべき。	コージェネレーション、燃料電池、再生可能エネルギー、水素エネルギー、LPガス等の地域における自立・分散型エネルギーの導入を促進することとしています。
○集中することによるリスクは、分散によるのではなく、強靱化により低減すべき。	各種のリスクの存在並びにそれらを見据えた災害対応力の向上及び長期的な効率性・合理性の確保を意図した総合的な視点を持って取り組むことを念頭に、「自律・分散・協調」型国土形成を促す効果的な方策について検討を行うこととしています。
○災害発生時に見込まれる経済的なリスクの大きい地域・都市を優先的に強化する地域・都市と位置づけて対策を施すべき。	国家・社会の諸機能が、その地域の自然災害の種類、頻度及び機能の重要性に応じて、適切に維持・確保できるよう、地域間・企業間等において、相互連携を深めつつ、機能が集積している地域の防災・減災対策も進めつつ、必要な機能の分担・バックアップを図ることとしています。
○建物個別の耐震化等に加え、道路の拡幅整備や不燃化、防災拠点の創出等を実現するためにも、市街地再開発事業や土地区画整理事業による街区再編等を活用すべき。	密集市街地の延焼防止等の大規模火災対策のため、公園・街路等の活用による避難地・避難路の整備、建築物の耐震化を進めていくこととしています。別紙4 1-2)においても道路・公園等の整備や不燃化等を進めることとしています。
○災害発生前に、税制や補助金等のインセンティブを付与するなど、安全性確保のための事前投資を十分に行うべき。	平時から大自然に対して万全の備えを行うことが、国土強靱化のためには重要であり。民間の投資を一層誘発するための税制の活用などの具体化を進めていくこととしています。
○企業は強靱化の発展に向けた協業相手として、官民パートナーシップに参加すべき。	国、地方公共団体と民間事業者や業界団体との協定の締結、連携を反映した各個の計画や地域等で連携した計画の策定、実践的な共同訓練の実施等を推進することとしています。

意見概要	内閣官房の考え方
○AI を利用した被害予測のモデルの可能性を最大限に引き出すには、建築物の特性、人口動態、気象、地震、水位などのデータへのアクセスが必須となり、強靱化の更なる発展という共通の目標に向け、複数の公的・民間機関による共同作業が非常に重要。	人工知能(AI技術)、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNS(ソーシャル・ネットワークサービス)等、ICTの技術とサービスの両面での進歩・革新を積極的な活用や、官学の持つ情報に加えて、SNS等民間が運営・提供する多様な情報サービスの活用など、官民学連携を進めるほか、政府等の所有する情報のオープンデータ化を進めることとしています。
○社会・都市機能を維持した上で、自然災害への対応能力の向上が可能で、包括的・正確な形で地域社会全体の能力を計測出来る、標準化された強靱化のフレームワークを定義すべき。	今後は、事象の発生確率や被害の大きさ等を定量的にシミュレーションして脆弱性を評価する手法や、総合的に脆弱性を示すアウトカム指標等の開発について調査研究を行うなど、脆弱性評価を進化させていきます。
○企業等における災害前の被害軽減策に対するインセンティブの付与や、将来の災害による悪影響の低減に成功した事例の表彰・周知により、災害発生後の救援策に依存した政策立案を減らすべき。	各企業等におけるBCP/BCMの構築を促進します。また、積極的に取り組む団体を認証する制度の普及促進など民間企業の自主的な取組を促すための環境整備について検討することとしています。
○国土強靱化基本計画は、防災や国土形成等の分野ごとの基本計画や施策が確実に実施されるような実効力のある政策的位置づけを有するものであるべき。	基本計画を指針とする国土強靱化に係る国の他の計画の下での施策、地域計画を通じた施策、重点化による施策の推進等により、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進することとしています。
○被災地への物資供給・人的支援の方策など、平時から相互連携・支援のあり方を検討すべき。	国土強靱化を効果的に進めるため、国と地方公共団体の間及び地方公共団体相互における十分な情報共有・連携を確保するとともに、統括・調整機能の向上を図ることとしています。
○2020年オリンピック・パラリンピック東京大会時における大規模地震や台風等の発生を想定した具体的な対策を講じることを明記すべき。	自然災害が発生しても安全・安心な大会の実現に必要な対策を計画的かつ総合的に進めることとしています。
○国・自治体は、大規模災害による地域ごとの想定被害を明らかにし、住民や企業などと情報を共有した上で、復興計画を事前に取り決め、復旧・復興の道筋を地域全体で確認・共有しておくべき。	復興に関する体制や手順の検討、災害が発生した際の復興課題を事前に把握する等の取組を推進し、復興まちづくりの事前の準備について地方公共団体への啓発を継続するとともに、地方公共団体が復興まちづくりの事前の準備に取り組みやすい環境を整備することとしています。
○自治体が発する避難勧告等が有効に機能するよう、避難訓練等を通じて住民に浸透させるべき。	調査・観測データの収集・活用、災害危険箇所の把握、ハザードマップの作成推進及び周知徹底、避難の実効性を高める防災意識の啓発、災害監視体制の強化、災害発生前後の的確な情報伝達、警戒避難体制整備等のソフト対策を効率的・効果的に組み合わせた総合的な対策を、地方公共団体を適切に支援しつつ、強力に実施することとしています。
○平時から在日公館や都道府県等との適切なインターフェースによる情報共有・伝達の仕組みを構築し、訪日外国人向けにワンストップで災害時情報を提供すべき。	旅行者、高齢者・障害者等にも配慮した多様な提供手段を確保することとしています。
○避難誘導標識(ピクトグラム)、避難マップ、ハザードマップ等の作成、観光客を想定した避難計画策定等の早急な整備とそのための支援を行うべき。	災害関連情報について、旅行者、高齢者・障害者等にも配慮した多様な提供手段を確保することとしています。
○月例で「防災の日」を定めるなど、国民への啓蒙・PR活動を積極的・継続的に実施すべき。	「自助」、「共助」の取組を、行政による「公助」と連携して更に拡大させ、防災力を高めるための普及啓発・連携の取組を展開することとしています。
○大規模災害時に避難所となる多くの公共施設、特に公立の小・中学校は老朽化が進んでいるため、早期の点検と必要な修繕・改修を急ぐべき。	避難所となる学校施設については、天井等非構造部材を含めた耐震対策、防災機能強化や老朽化対策を進めていくこととしています。
○大規模災害等の発生時は、住民の迅速な安否確認や被災者の識別・特定、救急対応が極めて重要。	全ての世代が生涯にわたり国土強靱化に関する教育、訓練、啓発を受けることにより、リスクに強靱な経済社会を築いていくこととしています。
○避難所における診療や服薬への対応、預貯金の引き出し等のため、マイナンバーカードについて、本人の事前同意を前提として個人の必要な基本情報を閲覧できるIDカードとしての機能の追加を早急に検討すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○避難所の暑さ・寒さ対策など災害発生の時期や地域性を勘案して事前に準備すべき。	避難所の良好な生活環境を保つことは重要であり、衛生環境の確保など機能強化を図っていくこととしています。

意見概要	内閣官房の考え方
○地域間の相互融通能力の強化など災害時の電力の安定確保に万全を期すとともに、非常用電源、自家発電等の導入を促進すべき。	ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。 個々の設備等の災害対応力や地域内でのエネルギー自給力、地域間の相互融通能力を強化し、エネルギーの供給側と需要側の双方において、その相互補完性・一体性を踏まえたハード対策とソフト対策の両面からの総合的な対策を講じることにより、電力インフラのレジリエンス向上など災害に強いエネルギー供給体制の構築を図る。 また、災害時に避難所となる公共施設、学校、災害拠点病院、矯正施設等の重要施設における自家発電設備等の導入、軽油やLPガス等の燃料の自衛的な備蓄等を促進する。としています。
○中小企業に対するBCPの理解促進や具体的な支援の拡充・強化等が重要であり、BCP策定に関するきめ細かな伴走型の支援を行うべき。	各企業等におけるBCP/BCMの構築を促進する。中小企業については、地域経済の中核的な役割を果たす企業やサプライチェーンの担い手となる企業を中心に事前の防災・減災対策の支援や普及啓発を一層強化することとしています。
○サプライチェーン全体のBCPを確かなものにするため、大企業が持つBCPのノウハウ等を中小企業等サプライヤー全体に広げ、災害時備えることが重要。	個別企業のBCP/BCMの構築に加え、民間企業や経済団体等が連携した、海外の生産拠点を含めたサプライチェーンや被災地外の活動も念頭に置いたグループBCP/BCMや業界BCP/BCM等の構築、災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を促進することとしています。
○BCPIは、企業の業種や規模、災害の種類、緊急度、発災の時間帯等の違いにも適切に対応できる形で準備することが必要。	個別企業のBCP/BCMの構築に加え、民間企業や経済団体等が連携した、海外の生産拠点を含めたサプライチェーンや被災地外の活動も念頭に置いたグループBCP/BCMや業界BCP/BCM等の構築、災害に強いインフラ整備等に向けた調査・研究を促進することとしています。
○企業活動は広範囲に及ぶため、市町村の区域ではなく広域的な復興に資する「激甚災害法」及び激甚災害指定のあり方を検討すべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○物流機能を停止させないよう、大規模災害への備えはハード面の整備促進に加え、ソフト面の対策を併せて進めべき。	交通・物流事業者等は連携強化。企業連携型BCP策定を含めたBCP/BCMの充実、訓練などソフト対策についても実施していくこととしています。
○道路、鉄道、空港、港湾等の交通インフラの有機的連携により物流のバックアップ体制を確実にすべき。	物流については、施設管理者、民間事業者等の情報共有及び連携体制を強化するなどの体制整備を図っていくこととしています。
○空港における電源や車両の保管場所等ハード面の対策とともに、陸上・海上等による代替輸送を確保すべき。	空港を含めた交通施設等については耐災害性の向上を図るハード対策を進めるとともに、陸・海・空の輸送モード間の連携により代替輸送ルートを早期に確保していくこととしています。
○整備新幹線やリニア中央新幹線等の鉄道網の整備や高速道路等のミッシングリンクを解消すべき。	リニア中央新幹線の整備を推進するとともに、新幹線ネットワークや高速道路ネットワークについても着実に整備していくこととしています。
○人命救助や緊急車両の通行を確保するためにも鉄道や道路の代替性を確保すべき。	代替輸送ルートについては、求められる容量及び機能を見極めるとともに、平時も含めて安定的な輸送を確保するために必要なハード対策を進めていくこととしています。
○港湾・岸壁・護岸等の耐震化、港湾の荷役機器の避難場所・経路の確保が必要。	港湾も含めた交通・物流施設等については、耐震化など耐災害性の向上を図っていくこととしています。
○防波堤・防潮堤や河川・海岸堤防の強化・耐震対策ならびに地震・津波の観測体制をさらに強化すべき。	河川管理施設、海岸保全施設等のハード対策を進めることとしています。 特に、計画規模を上回る、あるいは整備途上で発生する水災害に対しても被害を最小化するため、高規格堤防の整備など社会経済の壊滅的被害を回避する取組を推進することとしています。 また、防災気象情報の高度化・利活用推進・基盤的施設の継続性確保、南海トラフ西側領域等での観測網の整備等を進めることとしています。 災害関連情報について、陸海統合地震津波火山観測網(MOWLAS)等の先進技術等の活用により、官・民からの多様な収集手段を確保することとしています。
○平時には経済効果があり、災害時には山林崩壊や下流域への被害拡大を抑えて防災・減災効果を発揮する施策を推進すべき。	農山漁村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を図るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化することとしています。
○ダムについて、気象データや過去の事象等の分析により管理を一層推進し、対応できる人材を育成すべき。	国土保全を担う人材・コミュニティの確保・育成等の体制整備を推進することとしています。

意見概要	内閣官房の考え方
○建設・土木業等についてAIやITの活用に対応できる技術者等が決定的に不足しているため、早急に人材育成を支援	地域に精通した建設業の技能労働者等民間事業者の人材の確保・育成を図ることとしています。
○商工会議所等の会館・建物の耐震化や維持・建替等に対する支援を講じるべき。	第3章2(2)において、「建築物の耐震改修を進める…」、第3章2(C)において、「民間事業者の…施設の堅牢化等についても推進する…」としております。
○交通インフラの老朽化対策について、生産性向上や新技術導入によるメンテナンス効率化等により、トータルコスト縮減と予算の平準化を両立させる政策を推進すべき。	中長期的なトータルコストの縮減・平準化を図りつつ、インフラの維持管理・更新を確実に実施することとしています。
○インフラの整備や維持については、民間の新技術開発意欲を引き出して民間に利益をもたらすオープンイノベーションのような施策を強力に推進すべき。	研究開発・技術開発に対するインセンティブを導入して、先端技術の導入促進を進め、国土強靱化に係るイノベーションを推進することとしています。
○自然災害の例示に「火山噴火」も統一的に明記すべき。	ご意見を踏まえ、火山噴火を追加しました。
○非常災害対策本部長となる首相については広域の被害が予想される場合には官邸に待機させるべき。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○国際基準である「スフィア基準」に則った避難所の設置を促進すべき。	指定避難所となる施設等について、衛生環境の確保等による防災機能の強化を進めることとしています。
○液状化対策で、地方の警察のスクーターを125ccのオフロードバイクにできないか。	警察・消防等について、救助・救急活動や道路・航路啓開等に必要な車両等の装備資機材について、整備・高度化を推進することとしています。
○液状化が生じて医薬品の輸送ができるように病院への出入りの事業者にもオフロードバイクの保有を義務化すべき。	医薬品等の搬送ルートの耐災害性の向上を図るとともに早期啓開や医療物資物流の迅速な再開が可能となるよう、医療機関と交通・物流関係機関との連携を強化することとしています。
○国土強靱化の取組に国が強制力を持っていないので、今の状況では実現は無理。	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○素案の検討資料32ページの5～11行目を自然な文章にするよう修正すべき。	ご意見を踏まえ以下のとおり修正しました。 「○ 都道府県、市町村による災害廃棄物処理計画の策定、災害時においても自立稼働が可能なごみ焼却施設の導入も含む、災害に強い廃棄物処理施設の整備、広域的な処理体制の確保、災害廃棄物の発生量の推計に合わせた仮置場の確保、災害時に有効な資機材等の確保等と、これらの実効性の向上に向けた教育訓練による人材育成を行う。ことにより、これらの、地方公共団体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルでの取組を平時から進めることにより、災害廃棄物の広域連携体制の構築を進め、廃棄物処理システムの強靱化を図る。【環境省】」
○地下構造物の耐震化だけでなく、地下シェルターとして活用すること等、北朝鮮の核脅威への対策も記載すべき。	国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスク(ハザード)としては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画ではまずは、大規模な自然災害を対象としています。
○第1章4(5)の「併せてシステムダウン、記憶媒体の損失への対応、情報収集・分析・伝達に関する要素技術やシステム等の研究開発を進める。」という部分の最初に「ICT利用におけるセキュリティ危機、」もしくは「通信・指令の盗聴及び改竄、」という文言を記述し、セキュリティについて重きを置いた施策が国全体でなされるようにすべき。	国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスク(ハザード)としては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画ではまずは、大規模な自然災害を対象としています。
○第1章4(5)の「官民学連携を進めるほか、」の後に「政府認証基盤を継続して整備するとともに」という文言を加える	関係府省庁と情報共有し、今後の参考とさせていただきます。
○第1章4(6)の「考えに基づき」は、従前のおりの「観点に留意しつつ」でよいのではないか。	「仙台防災枠組2015-2030」の考えをしっかりと国土強靱化基本計画に反映させるという意味で、「考えに基づき」としたところです。
○第2章2(3)の中の「何としてでも」という記述は削除すべき。	ご意見を踏まえ、以下のように修正しました。 第2章2(3)「…初期の災害が最悪の事態に展開してしまうことを阻止していく必要がある。」
○「個別施策分野」として、「法規(法令・ガイドラインの策定、法教育)」を加えるべき。	「法規」は行政手法であり、施策分野には該当しないと考えています。
○政府関係機関の地方移転については削除すべき。	国土の強靱な国づくりに向けた東京一極集中是正のために必要な施策であるため、原文のとおりとします。
○(2)住宅・都市のどこかに、防犯カメラについての導入を全国的に行って犯罪の抑止と早期解決化を行う旨を追加すべき。	国民生活・国民経済に影響を及ぼすリスク(ハザード)としては、自然災害の他に、原子力災害などの大規模事故やテロ等も含めたあらゆる事態が想定されますが、本計画ではまずは、大規模な自然災害を対象としています。
○基本計画への意見ではない政策提言	-